

衆議院 石炭対策特別委員会議録 第十八号

昭和四十年四月八日(木曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 加藤 高藏君

理事 有田 喜一君

理事 中川 俊思君

理事 多賀谷眞稔君

理事 細谷 治嘉君

小笠 公韶君

大石 八治君

四宮 久吉君

三原 朝雄君

田中 六助君

西岡 武夫君

廣瀬 正雄君

伊藤卯四郎君

中村 幸八君

佐藤 野見山清造君

藤田 義光君

伊藤卯四郎君

小淵 恵三君

佐藤 孝行君

中村 幸八君

櫻内 慶雄君

吉武 惠市君

柴田 亮君

護君

井上 亮君

吉瀬 維哉君

佐成 重範君

通産大臣 横内

自治大臣 吉武

惠市君

櫻内

通産事務官 吉瀬

自治事務官 吉瀬

財政局長 吉瀬

主計官 吉瀬

通産事務官 吉瀬

石炭局長 吉瀬

参考人 天日 光一君

九州鉱害復旧事務長 吉瀬

鉱害賠償基金理長 吉瀬

四月八日

第二類第四号

石炭対策特別委員会議録第十八号 昭和四十年四月八日

として藤田義光君、佐藤孝行君、小淵恵三君、委員小淵恵三君、大石八治君、佐藤孝行君、四宮久吉君及び藤田義光君辞任につき、その補欠として倉成正君、中村幸八君、上林山榮吉君、廣瀬正雄君及び小笠公韶君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小淵恵三君、大石八治君、佐藤孝行君、四宮久吉君及び藤田義光君辞任につき、その補欠として倉成正君、中村幸八君、上林山榮吉君、廣瀬正雄君及び小笠公韶君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案及び石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

本日も参考人として、九州鉱害復旧事務局理事長で鉱害賠償基金理長の天日光一君に御出席をいたしております。

質疑の通告がありますので、これを許します。

滝井義高君。

○滝井委員 質問はたくさんあるのですが、大臣の分だけを先にまずやらないでいただきまし

て、それから通産大臣なりにお尋ねしたいと思います。

自治大臣御存じのように、臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律がいま当委員会に上程されているわけですが、この鉱害復旧法の一部改正に関連して、今までの自治体の鉱害復旧に対する

負担率が無資力分についてはやや少なくなつてきただけです。ところが有資力分について、たとえうに措置をすべきだということを強硬に主張しているのです。そこで今回の、たとえば農地の改正にあたつても、一・〇五を一四・四五に国も上げるから、県も同じ率で上げるという論理と

いうものは通らぬ。なぜならば、県が一四・四五ばかり農地を見てみますと、県の負担分が一・〇五であつたものが、今度は一四・四五と、三・四%だけ負担がふえるということになりました。それ

見てみると、五億一千万円程度のものが、率が

いまのように上がつたため五億五千万円程度に

なつて、四千万円程度県の負担がふえることにな

ります。なつておりますけれども、普通交付税な

り特別交付税で措置される分は実は全体の六・

六%しか措置されないわけです。約四割程度は県

が持ちます。その四割程度の県の持ち分の中で負

担が増加をしてくるということになりますと

存じのとおり、大臣のあるさとの山口県も産炭

でござりますが、山口県をはじめ、福岡、佐賀、

熊本、長崎あるいは北海道、福島県などというような

産炭地の諸県というものは、今後における石炭の

採掘に伴つて急激に鉱害が増加することは明らか

です。現在すでに通産省が大さっぱり見たところ

でも、今後の鉱害はやはり八百億ある。こういわ

れているわけです。したがつてそうなりますと、

七億円から八億円の負担増につつてみて

ます。もちろんそれはその分の大割程度は普通交

付税、特別交付税で見てもらえますけれども、し

かし財政の苦しくなつた産炭地自治体としてはた

いへんなどなんです。そこでこの負担軽減につ

いて強く通産当局なり大蔵当局に私どもは、こう

いふするといふことはいかぬ、やはりそれは政策

を立てるときに國が、自治体に負担をかけないよ

うに措置をすべきだということを強硬に主張して

いるのです。そこで今回の、たとえば農地の

改正にあたつても、一・〇五を一四・四五に国

も上げるから、県も同じ率で上げるという論理と

いうものは通らぬ。なぜならば、県が一四・四五

ばかり農地を見てみますと、県の負担分が一・〇五

であつたものが、今度は一四・四五と、三・四%

だけ負担がふえるということになりました。それ

ての地方負担につきましては、御承知のように地方財政はだんだんと窮境にござりますので、なかなか困難な事情でございます。しかしながら、今回この改正による県の負担増につきましては、お話をのように、私のほうが交付税で見ざるを得ないか、かように存じております。

○斎井委員 ぜひひとつ、これは県だけでなくして、北海道もありますが、その負担増になるおま金額を伺っておきたい。

の社会資本不作和で、いかがわしか。  
そこで、これをすると来年、再来年といつておったのでは、これは地方財政はなかなかたいへんだと思うのです。交付税で肩がわりをするところまでやる。これが何を意味するか、

となりますが、この点については通産大臣にお願いすることになるのですが、今までの復旧というものは単年度、単年度でやつておったわけです。そこで長期の見通しがないままにやるのでは、すべてしりはそのときの力関係で、弱い自治体に負わせる、こういう形になつたわけ

です。今後鉱害復旧が有資力、無資力を通じて急激に増加する客觀情勢がござります。そこで通産省としては鉱害復旧についての長期の見通し、計画を立てていただきて、その中で地方負担がどういうようになりますか、今年はいまのよくな過渡的措置でやります。しかし四十一年以降の長期の見通しへは十分自治省と打ち

際の長期の見通しにおいては、各市町村が、持合わせて、地方財政の負担にならぬような措置を

講じていただかなければならぬと思うのです。そのためにはまず、通産大臣のほうでそういう鉱害

○櫻内國務大臣　私のほうから先にお答えをさせ  
ていただきますが、今回の四十年度の予算の中  
に、全国鉱害についての調査を実施するようにな  
たしております。この調査に伴いまして当然長期  
の計画を立てる考え方でございまして、この計画に  
復旧の長期の見通しを立て得るかどうか。自治省  
としてはその長期の見通しに立って、地方負担の  
軽減についてやはり積極的に国なりが負担を持つ  
という形をとり得る積極性を發揮してもらわなければ  
ねらぬ。そういうことが両省の間でうまくい  
けるかどうかということなんですね。

伴い、関係各省ともよく連絡をとりまして、御指摘のとおりに、今後自治体に不当なしわ寄せのな

いようを努力してまいりたいと思います。  
○吉武国務大臣　自治省といたましても、先ほ  
ど申し上げましたように、将来多額な負担が自治  
本にかかるるに至らざりますと、こしは地主古

体にかかるといふことはない。これは地主の上であるが、なかなか困難な事情だ。

考へておるかということが一つ。  
それからハま一つは、炭疽があきますが、生活

財政の上に立たなければならぬが、事務費がござりますので、将来の鉱業復旧に対する総合的な計画を立てていただきまして、その上でひとつ県と国との関係も検討していきたい、かように存じております。

万円くらいしか鉱業調査の経費は言上されていません。そこで、やはりこれは、いまのようないのです。お話をになりますと、多年度計画を立てなければならぬことになるわけです。その多年度計画に見合ひう、やはり国なり自治体なり鉱業権者の負担分などを、いうものを長期の見通しを立てなければならぬ。

そうすると、ことしの二百六十万円の調査費では全国的な調査ができないのです。だから、ある程度予備費を計上してもやはり全国的な調査をする本格的にやって、早期にその見通しを立てて、四十一年度の予算には、今日のように吉武自治大臣のほうの自治体に負担増にならない政策というものを、ひとつ早急に立てて、こときどりと思ふま

のを、ひどく思ふ。——いかがさない、月をすすめます。いいですね。——両大臣、首を縦に振りよりますから、それで納得をいたしました。

は建設大臣にいづれ次の機会に来ていただきますが、急激に炭鉱がつぶれたために、たとえば大手

の炭鉱の炭住といいうものがぽっこりあくわけで  
す。あかなくとも、現実に住民が住まつております。  
すけれども、今まで炭鉱は、労務管理上、社宅  
政策をとつて、十分社宅の管理をやつておつたわ  
けです。炭鉱が生きておる隆盛の間は、非常に清  
潔な炭住でございました。しかし一たび閉山をい  
たしますと、急激にスラム街化するわけです。そ  
うしてまずし尿の処理、清掃、こういうものが一  
挙に自治体の負担になつてしまふ。たとえば大手

三分の一を占めた。こうしたことになる。こうしたことの処置というものを、いま自治体は一挙に背負うことになるわけです。この問題を一体どう考えておるかということが一つ。

それからいま一つは、炭生があまますし、生活

保護者がどんどん入ってくるわけです。それは家賃が安いとか、縁故で入るとかで入ってくる。同時に、他の人も入ってくるわけです。そうしますと、その辺の居住者は千差万別になつてくるわけです。離職者がおり、第二会社に行つておる

人がある。新しく起きた西房地の企業の導入者がおる、生活保護者が入る、失対の労務者の皆さんが入る、千差万別です。まさにかつての統一をした住戸が、町と同じような形になるわけです。しかししその管理というものは、今まで鉱業権者が統括をしてやつておったのが、そういうこと

ができないので急激にスラム街化する。そこで私は先日ここでこれを問題にして、一つの提案をしたのです。それは、こういう炭住については、たゞえば鉱業権者の意見を聞いても、ある程度自治体が積極的に肩入れをしてくれるならば払い下げてもよろしいという。そこで町のまん中にそういう千戸、二千戸の炭住あるは五、六千戸の炭住

るは一括してその土地と建物をできれば国が買い

上げるか、自治体に助成をして買上げていたとか、あるいは住宅公団に買上げさせて、そして現在住んでいらっしゃる方には、住ませる権利を与えながら、これを高層建築化するといいますか、三階が四階建てにして、一階にはいまの人たちを住ませる。しかし二階、三階には新しい居住者を入れるとかいうような新構想による住宅政策、持ち家制度といいますか、こういうことをやつつある。ところが、来てみると地主がな

いということになれば、たいへんなんですね。そういう形で、非常に便利のいい炭鉱地帯に、そういう形で、非常に便利のいい炭鉱地帯に、そ

いう新しいスマッシュを乗り越えた住宅政策を開発していくと非常にいい。そのためには自治体が積極的にやはりそういう方向に問題を持つていいから、どうもほんないです。ところが、今までの流動化

がかいとがめがんてうどさんかいじの筆豊に  
るさる貧弱な自治体ではどうてもなつぬわけで

いう政策が推進をしないのです。いま鉱業権者は、当面を糊塗するためには、何が会社でもつくて家賃を取りながらやっていかなければならぬに、つらつらとつづけておられたのです。

も、それが非常にいい方向に戻すが更新していく  
かというと、いかないですよ、そんなに高い家賃  
を取れないんだから。そうすると、やはり結論は  
スラム街化するということになる。そこでこうい

ういま言つたし尿の処理とか清掃の問題をそういうふう千戸、二千戸の戻住地帯においてどういうあと始末をやるか、それからいまの戻住の更新政策について、何かもしわれわれが具体案でも提示するならば協力する意思があるのかどうか、いざれどこれは建設大臣にもお尋ねしますが、通産大臣と自ら大臣の御見解をこの機会にお伺ひしておきたい

○吉武國務大臣　話おしのような状況もあろうか  
と思います。しかしながら何といっても、炭鉱が

閉山になりました地域につきましての、これら成住に住んでおられる人々に対しましては、離職者対策というものがまず私は先決だと思います。離職者対策といつても、そう方々へ出かけていって、産廃地があるというわけにもいきませんので、産廃地には産廃地振興法によりましてできるだけ適当な事業を誘致して、その場において就職のできるような方途が講じられれば、これが一番いいことだと思うのです。しかしながらそういういつても、適当な仕事というものはすぐ右から左にもないわけあります。ただ住宅街が、そういう成住を成住

の今まで保持していくといいましても、中に入つておられる方の生活というものを見ることが大事でござりまするから、そういう面とにらみ合わせまして対策を立てていくべきじゃないかと思います。また、これは各炭鉱の地域地域によつて事情も違うことでござりまするが、ただ滝井さんの御提案になりましたように、これを引き取つてりつぱな公営住宅にするといいましても、入る人の職業というもの、生活というものの世話をすることがまず整いませんと、入れものだけ考えるというわけにもいかないかと思いますから、こういう点は全般的にひとつ検討を進めていきたい、かように考えておる次第であります。

五千戸の炭住が買われないまま放置されてゐる  
わけです。鉱業権者はこれを維持、管理するのに  
たいへんなんです。そこでそういう場合に、幸い  
は無理だけれども四十一年度になつて、もしさう  
いう鉱業権者がおれの炭住と土地を合理化事業団  
が買うてくれといつたときには買い上げてやる、  
非常にうまくいくことになるわけです。局長は、  
買い上げてやれば、これは国と同じ合理化事業団  
のものになつてしまふ。そしてそれを国が今度自  
治体に払い下げるなり何なりすれば、住宅政策が  
非常にうまくいくことになるわけです。局長は、  
それはひとつ前向きに検討いたしましようという  
ような意味のことを言つたのだけれども、大臣は  
それを局長からお聞きになつたかどうか。私はこ  
の次やると言つておいたから、お聞きになつてお  
ると思うのですが、その問題について一体どうお  
考えになつておるのか。まずこちらの基礎固めを  
してから建設大臣を呼んで、そしてこれを推進す  
る方向にいかぬことには話にならぬ。まずこれは  
旧鉱業権者から國のベースにものを移していく、  
これが大事なんです。幸いそういう方針を打ち出  
してくれたけれども、これを一休追加買収として  
買い上げてくれるかどうかということです。いま  
までは新方式で、鉱区の抹消しかしておらない。  
炭住が残つておる。そうしたら、その金を鉱資復  
旧に一部充てられるわけですね。だから、それを  
ひとつやつてもらえるかどうかということです。

○荒井委員 そうしますと、四十一年度予算は、もうそろそろ資料集めにかかる、八月から具体的編成に入るわけです。そこで、これは先日局長も言つておりました、腹を固めてもらつて、そういうものも追加をして買い上げてやろうという形に御検討いただけますね。四十一年度予算編成というのは、ことしの七、八月ころ始まるわけですが、その段階で御検討いただけますね。

○櫻内国務大臣 さようにいたしたいと思います。

○荒井委員 そういう形になりましたら、ひとつ自治省のほうも——いわばこれは地方自治体の体质改善になるわけです。スマム街の住宅が、今度はりっぱな住宅街に編成がえられる。そこに新しい人が入つてきても、すぐに附近には工場団地が幾らでもできておるのですから、工場さえ建てば住宅はあるということで、まさに一石二鳥あるいは三鳥かもしれない、こういう形になるわけです。その場合には自治大臣のほうも積極的な御協力をいただけますね。

○吉武国務大臣 先ほど申しましたように、地域事情の事情もございましようしますから、一律にどうするということはここでは申しかねますけれども、その具体的な事象に対処いたしまして善処していただきたい、かように存じております。

○荒井委員 ゼひそうしていただきたいと思います。これで自治大臣けのうです。ありがとうございました。

次に、さいぜんの鉱害量の調査をやらなければならぬのですが、これは年々二十億がら二十五億程度、鉱害量がどんどん増加していくことはわかっています。これは今後における施設案の実施、採掘計画、そういうものと見合えば、今までの長い経験を持っておりますから専門家が見れば、いまの二十億ないし二十五億が確実なものであるかどうかがある程度わかつてくるわけですね。そうしますと、先日御答弁をいただいた約八百億になんなんとする鉱害が、ほんとうにその程度あるかという調査を確實にやらなければいかぬ

○**滝井委員** そうしますと、来年の二月ころに完了をすれば、それに基づいて復旧の全般的な基本計画を立て、年度別の実施計画を立てなければいかぬ。今までのようには、復旧の基本計画というのが絶えずぐらついてはいかぬと思うのです。確実な調査に基づいてきちっとした復旧の長期の基本計画を立てる。それに基づいてやはり年次的な実施の予算の計画が立たないと、先ほど言った地方自治体の負担区分とというのがはつきりしないわけです。これは、来年二月にそういう調査が完了したらば、通産省としては四十一年度予算からは、そういう長期構想に基づく具体案というものを作つくることになるのですね。

○**井上政府委員** この調査を完了いたしましたことは、長期の計画的な復旧計画をつくって善処してしまいたい。しかし、私一つおそれておりますのは、二月に調査が完了いたすといたしますと、それから長期の計画をつくるわけでござりますから、四十一年度予算はその前の暫定的な形になりますのじやないかというふうに考えております。ただ、しかし、これは早急に調査に着手いたす予定ですから、まあ予算編成の時期までには大体の見通しをできるだけつけるようにいたしまして、実施いたしたいというふうに考えております。

○**滝井委員** 四十一年のものが暫定的になるというのは、四十一年二月ころまで鉱害の実態調査がかかる、そうすると、実際に調査が完了していいないので、四十一年度の長期的な見通しといふものは明確でない。したがつて、とりあえず、こどし八月ころから作業に入る四十一年度予算というものは、鉱害復旧については暫定的なものにならざるを得ない。こういう理解ですね。

○**井上政府委員** わかりました。そうすると、それが

○**井上政府委員** 早急に始めまして、来年の二月ぐらいには完全に完了いたすというふうに考えております。

○**滝井委員** そうしますと、来年の二月ころに完了をすれば、それに基づいて復旧の全般的な基本計画を立て、年度別の実施計画を立てなければいかぬ。今までのようには、復旧の基本計画というのが絶えずぐらついてはいかぬと思うのです。確実な調査に基づいてきちっとした復旧の長期の基本計画を立てる。それに基づいてやはり年次的な実施の予算の計画が立たないと、先ほど言つた地方自治体の負担区分というのがはつきりしないわけです。これは、来年二月にそういう調査が完了したならば、通産省としては四十一年度予算からは、そういう長期構想に基づく具体案というものをつくることになるのですね。

○**井上政府委員** この調査を完了いたしましたことは、長期の計画的な復旧計画をつくって善処してしまいたい。しかし、私一つおそれておりますのは、二月に調査が完了いたすといたしますと、それから長期の計画をつくるわけでござりますから、四十一年度予算はその前の暫定的な形になるのじやないかというふうに考えております。ただ、しかし、これは早急に調査に着手いたす予定ですから、まあ予算編成の時期までには大体の見通しをできるだけつけるようにいたしまして、実施いたしたいというふうに考えております。

○**滝井委員** 四十一年のものが暫定的になるといふのは、四十一年二月ころまで鉱害の実態調査がかかる、そうすると、実際に調査が完了していないので、四十一年度の長期的な見通しといふものは明確でない。したがつて、とりあえず、こども八月ころから作業に入る四十一年度予算といふものは、鉱害復旧については暫定的なものにならざるを得ない。こういう理解ですね。

○**井上政府委員** はい。

○**津井委員** わかりました。そうすると、それが

本格的なものになるのは四十二年からということがあります。

○井上政府委員 そのとおりでござります。  
○滝井委員 四十二年とふうになると

の七、八月ころにはひとつ長期のきちつとした復旧の見通しを立ててもらわないと、産炭地の鉱害の被害者というのにはたいへんなことになるわけです。これはわれわれの譲り得るぎりぎりの線だと思う。ぜひよろしくお願ひしたい。

それから特鉱のポンプばかりでなく、ことしの予算を見ますと、特別鉱かんがい排水施設管理費補助金というのになつていますね。これは昨

年が四百七十万一千円で、今年は六百四十六万七千円になつておるわけです。これの中には、特鉱のポンプと、かんがいの維持管理のポンプ、そ

○佐成説明員 ただいま御質問の特別鉱害のかんがい排水ポンプの維持管理費の予算、これは特別

鉱害復旧法に基づきまして設置されました農業用地のかんがい排水のポンプ、これの維持管理の経費の補助のみでございます。

○鴻井委員 そうしますと、電気代とか人夫賃とか、そういう維持管理のものだけですね。

○浦井貢　そうしますと、この二一ポンプが  
ですね。特鉱ポンプ特鉱ポンプと申しますが、こ  
の特鉱ポンプの所有権というのは一体どこにある  
のですか。

○佐成説明員 所有権につきましては、これは一つの固定的な動産といった中間的な対象でござい

ますので、登録、登記というふうな制度がないわ

工事を施行いたしました設置いたしましたarkan

が、まず第一次的には所有権者であろう。しかし  
ながら、その炭鉱が消滅いたしまして無資力化し  
たといふことから、市町村が維持管理するという  
ことで市町村に所有権が移転する、あるいは水利  
組合といった農民の団体に所有権が帰属している  
という場合もあるかと思ひますが、いずれにいた

法的に確立されているということはございません。この特別鉱害かんがい排水施設を設置いたしまして、その後維持管理者がそれぞれ契約に基づき、あるいは費用の負担の関係に基づきまして、実体的にこの維持管理に当たってきたということが実態でございます。

○流井委員 そうしますと、鉱業権者が健在であれば、そのつくった鉱業権者の所有である。鉱業権者がいない、不明である。あるいは無資力化した場合には、それは市町村の所有権に移つていく、あるいは水利組合の所有権になる。こういうことですね。

○佐成説明員 これは、私さいぜん申し上げましたように、登記、登録の制度がないわけございまして、所有権は当事者間の契約というふうなもので定まってまいりということでございます。ただこの所有権につきまして、一般的に申しまして、通常推測あるいは推定ということとは考えられる次第でございまして、その一般的に妥当な所有権の所在の推定の形といたしましては、ただいま申しましたような分類に従いまして推定するのが最も妥当であろうということでございます。

○瀧井委員 大臣お聞きのように、これは二十一くらい特別鉱害でつくったポンプがあるのであります。それがいま言つたように登記、登録の制度がないので、所有権が一体だれにあるのかといふことがはつきりしないこと。こういう由に浮いたような大事なものがあるわけですね。そこで私は、これは登記登録がないので、所有権が明らかでなくてもよろしいが、その最後の詰めだけを、大臣の答弁をはつきりしていただければいい。

それは、この維持管理の費用というものは、ずっと永久に国が出すかどうかということが一つ。それから、そのポンプが考査化して、そして更新をしなくてはならぬ場合の経費は、これをそのものとの所有権者とか市町村に出せといつても、これはとても出せるものじゃない。したがって、その場合には、更新の経費は全額國が持つ。

その場合にまた大蔵省が、生活保護でさえも八割持つのが限界でございますと言われば、二割自治体のほうで持たなければならぬということになります。そうすると、きょうとまた同じような問題が起ころてくるのです。これは国が全額持つか、それともどうしても持たせなければならぬ場合には、持鉱ですから、自治体の持つ限度は一割でございます。いまから三年か五年先の問題もきちっとしておかなければならぬ。原則は全額国が持ちます。維持管理費は永久に国が持ちます。こういふ二点を明白にできるかどうかです。

○ 横内国務大臣 維持管理に要する費用については八三%は国が持つて、あとは地方自治体、こういうことでござります。なお更新の場合におきましても、これに準じまして国がめんどうを見たいと思います。

○ 滝井委員 そう言うだらうと思ったのです。その場合は、したがつてきょうとまた同じ問題が起ころる。特鉱のポンプをつくるときには、自治体は一割しか持つておらぬ。したがつて、この場合も特鉱並みに一割にしておいてもらわぬと、つくりかえるときは、一七%になると問題がまた起ころることです。まだつくりかえるのはない。滝井が言っておるのだから、すぐつくりかえるのを持つてくると思うかもしぬが、まだつくりかえるものはないのですから、先でいいです。まさきに言つたように、維持管理費は八三、一七で、これは納得しておればしようがない。将来更新する場合には、特鉱のときには一割ですから、自治体負担は一割ということにしておいてもらわぬと、これは困るのですよ。

○ 横内国務大臣 現在は一七%の負担をお願いしておりますので、ただいま一〇%にと、いうお話、これについては十分検討をさせていただきたいと思ひます。

○ 滝井委員 なかなかこれは答弁ができないらしいが、これはきょうあまりがんばりません。がんばりませんが、これは特鉱でやるときは一割でやつておるのであります。だからこれはやっぱり一割

にしてもらわぬと——特鉱という仮面をすつとか  
ぶつしていく。予算でも特鉱ポンプといつておるで  
しょう。その負担率をいまになつて変えるといふ  
ことはできないだらうと思うのです。この点はい  
ますぐ起つておりませんし、またそのときがん  
ばるとして、それだけはひとつ大臣、十分大脳の  
片すみに焼きつけておいていただきたいと思う。  
それから異樹の問題がありますけれども、これ  
は時間がございませんから、産成地振興のところ  
でやらしてもらいます。あと一問で終わります。  
御存じのとおり、ことしはもうしかたがあります  
せんが、制度の問題です。現在鉱害の復旧に関連  
をし、あるいは石炭鉱害賠償担保等臨時措置法に  
関連をして、合理化事業団と、それから復旧事業  
団と、それから鉱害賠償基金、今度鉱害基金にな  
りますが、三つの機関があるわけです。そして合  
理化事業団は買い上げたり——いまは買い上げま  
せんが、鉱区の抹消をして整理交付金を出した  
り、整備資金を貸してやつたり、近代化資金を貸  
してやつたり、債務の保証をしてやつたり、そう  
いう仕事をしている。復旧事業団はもっぱら復旧  
工事をやつておるわけです。基金は鉱害賠償の金  
を貸す、今度は予防の金も貸す、こういうことに  
なつておるわけです。そこで現在日本の鉱害復旧  
をやる場合に、これらの三つの機関と通産当局が  
中心になつてやつておるのですが、三十億をこえ  
る予算を組もうとしても、なかなか測量あるいは  
設計をやる技術職員といふものがばらばらになつ  
ておつて不足しておる。いまお互いに幾ぶん有無  
相通じておる面もございます。そこで八百億をこ  
える今後の鉱害復旧をやり、あるいは石炭山に融  
資等をやらうとすれば、やはり一本の強力な機関  
にする必要があるのじやないか。ある意見は、三  
つやつておつたほうが予算がよけいとれるじやな  
いかという意見もござります。しかし、これはひ  
とつ検討をしてもらつて、合理化事業団と復旧事  
業団と鉱害基金などを一本にして、強力な一つの事  
業団といひますか機関をつくつて、そしてこの買  
い上げ、融資、復旧の三本を三つの部門にきちつ

と統一をして強力に推進したほうが、今後総合的な計画をお立てになつて、自治体との負担区分等もきちつと見合ひながらやつていく場合に、これらの三つがばらばらでわざかの事務費をもつて、あつぶあつぶしておるということでは、強力な鉱害の復旧体制なり石炭政策の推進はできないじゃないか。だから通産当局が參謀本部の働きをしてきちつとすわり、その下に実施機関としての一本の機関をつくっていく、そして県なり自治体、市町村と密接な連携をとつて長期計画で推進していくことのほうがどうもいいような気がするのです。われわれも一つの山が買ひ上げられて、そして復旧するまでの間に、これらの三つの機関を行つたり来たりしなければならぬ。まず通産局の鉱害部に行って話してまとめる、そうしたら今度は合理化事業団に行く、合理化事業団でまとまらないと復旧に行く、それから金を借りるために基金に行くというようなことで、右往左往する時間といふものは実にロスが多いのです。やはり参謀本部の石炭局と、そしてその下部の実施機関としての何とか事業団といふようなものでやるほうが、今後の日本の石炭政策の推進、あと始末の処理といふものはそれのほうが効率的であり、合理的であり、合理化の促進にもなるじやないか。政治は汚職も多いし、非能率でロスが多いといふことを、顔を赤らめて演説をしたといふことが、きょうの新聞に出でおりましたけれども、やはり私は能率を上げる必要があると思うのですが、大臣どうお考えになつておるのか。

○櫻内国務大臣 三機関と申しましようか、三團体と申しますか、これは言うまでもなくそれぞれの設立の経緯があると思ひます。しかし滝井委員のおっしゃるよう、現在の時点での三機関

の機関をつくっていく、そして県なり自治体、市町村と密接な連携をとつて長期計画で推進していくことのほうがどうもいいような気がするのです。われわれも一つの山が買ひ上げられて、そして復旧するまでの間に、これらの三つの機関を行つたり来たりしなければならぬ。まず通産局の鉱害部に行って話してまとめる、そうしたら今度は合理化事業団に行く、合理化事業団でまとまらないと復旧に行く、それから金を借りるために基金に行くというようなことで、右往左往する時間といふものは実にロスが多いのです。やはり参謀本部の石炭局と、そしてその下部の実施機関としての何とか事業団といふようなものでやる

が、今後の日本の石炭政策の推進、あと始末の処理といふものはそれのほうが効率的であり、合理的であるかどうかといふことについて、これもきちつとすわり、その下に実施機関としての一本の機関をつくっていく、そして県なり自治体、市町村と密接な連携をとつて長期計画で推進していくことのほうがどうもいいような気がするのです。われわれも一つの山が買ひ上げられて、そして復旧するまでの間に、これらの三つの機関を行つたり来たりしなければならぬ。まず通産局の鉱害部に行って話してまとめる、そうしたら今度は合理化事業団に行く、合理化事業団でまとまらないと復旧に行く、それから金を借りるために基金に行くというようなことで、右往左往する時間といふものは実にロスが多いのです。やはり参謀本部の石炭局と、そしてその下部の実施機関としての何とか事業団といふようなものでやる

が、今後の日本の石炭政策の推進、あと始末の処理といふものはそれのほうが効率的であり、合理的であり、合理化の促進にもなるじやないか。政治は汚職も多いし、非能率でロスが多いといふことを、顔を赤らめて演説をしたといふことが、きょうの新聞に出でおりましたけれども、やはり私は能率を上げる必要があると思うのですが、大臣どうお考えになつておるのか。

○加藤委員長 多賀谷眞理君。

○多賀谷委員 法案に関連して、一、二点質問を

局を呼んでおりませんでしたから、産業地振興のときにやらせていただきます。それから炭住の問題もあともう一回建設大臣その他にやらせていただきことにいたしまして、きょうはこれで終わらせいただきります。

○多賀谷委員 ぜひとも三つの団体のあり方について真剣な討議をやっていただきことを要望して、私の質問を終わります。

そこであと果樹問題はありますが、きょう農地局を呼んでおりませんでしたから、産業地振興のときにやらせていただきます。それから炭住の問題もあともう一回建設大臣その他にやらせていただきことにいたしまして、きょうはこれで終わらせいただきります。

○多賀谷委員 法案に関連して、一、二点質問を

しておきたいと思いますが、家屋の地盤等の復旧

にかかる費用に対する補助率が変わつたわけですから、それを割り出しても、やはり政府

は補助金まで出して復旧するという場合には、この補助率が変わつたことをもつて、納付金の限度において鉱業権者は責任を免れ

ることを、額を赤らめて演説をしたといふことが、きょうの新聞に出でおりましたけれども、やはり私は能率を上げる必要があると思うのですが、大臣どうお考えになつておるのか。

○井上政務委員 ただいま多賀谷先生から御質問の疑問点が往々にして私どもの耳に入るものでござります。お説のように、金銭賠償するだけでは済みません。済まぬものと了解しております。

○多賀谷委員 その前にちよつと鉱害課長に、家屋の復旧の場合に、補助の対象になる地盤等の復旧は大体どの程度の率になるか、これをひとつお知らせ願いたい。

○佐成説明員 地盤等の復旧と家屋自身の復旧と、この二つが合算されまして家屋等復旧となるわけでございます。率から申しますと、全部なら

しますと、大体八割が地盤等復旧費であるという

のが今までの実績でございます。ただ最近の傾向を見ておりますと、地盤等復旧費の比重が八割

をこえるというふうな場合も多うございます。多いと申しますことは、結果的に申しますと、家屋等復旧費の中で補助対象として考えるべき部分が

多い事例が非常に多くなっているということかと存じます。家屋等復旧費の中で地盤等復旧費、すなわち補助対象となるべき復旧費、これの占める割合がいかのような実態にあるかということを至急慎重に調査いたしまして、妥当な補助の交付といふことを行なつてまいりたいと思います。

○滝井委員 ぜひとも三つの団体のあり方について真剣な討議をやっていただきことを要望して、私の質問を終わります。

そこであと果樹問題はありますが、きょう農地局を呼んでおりませんでしたから、産業地振興のときにやらせていただきます。それから炭住の問題もあともう一回建設大臣その他にやらせていただきことにいたしまして、きょうはこれで終わらせいただきります。

○多賀谷委員 先ほど局長から、納付金の限度において金銭賠償の責めを免れるものではないといふ答弁がありました。現実に鉱業権者がせっかく

国会において補助率を上げたことを奇貨として被害者に迷惑をかけるような行動に出でるというの

は、立法者のわれわれとしても非常に心外にいたしませんから、実際は六〇%くらいになるわ

けですね。ところがその六〇%程度で義務が免れ

五〇%ですが、いま鉱害課長も話されましたように、必ずしも家屋等の復旧費の全額が補助対象で

はありませんから、実際に六〇%くらいになるわ

けですね。ところがその六〇%程度で義務が免れ

五〇%ですが、いま鉱害課長も話されましたように、必ずしも家屋等の復旧費の全額が補助対象で

はありませんから、実際は六〇%くらいになるわ

けですね。ところがその六〇%程度で義務が免れ

五〇%ですが、いま鉱害課長も話されましたように、必ずしも家屋等の復旧費の全額が補

このほうが国が同じ補助金を出すにしても効率的であり、そして人心安定からいつても非常にいいことです。大臣は一体これらをどういうようにお考えですか。いま融資制度ができたのですけれども、一歩進んで鉱害予防ということを重点に考えて、坑内充てん等の処置を講ずる場合には、鉱害の場合と同じように、その工事については補助対象にしたらどうか、かように考えるわけですが、ひとつ大臣から御答弁を願いたい。

○櫻内国務大臣 御意見のような補助対象として考慮すべき問題も将来は起るかと思いますが、今日は言うまでもなく、融資をいたし、鉱害防止の工事を促進せしめたい、こういうことでございまして、ただいまのところ補助事業としてさつそくに取り上げるということはお答えしかねるかと思います。

○多賀谷委員 もうすでに予算も通過をしておりましまし、私はいま直ちにやれということを言つておるわけではありません。しかしこれは、少なくとも明年度の予算等については、やはり鉱害の予防処置としての坑内充てん等の処置については、補助対象にしたらどうか、かように考えるわけであります。これをひとつ、省としてはそういう方針でいく、こういうように大臣から言明願いたいと思うのです。これは大蔵省の関係もあるし、いろいろあるでしょけれども、ここらで踏み切らないと、今後鉱害問題といふのは紛糾をますます大きくなるばかりである、かように考えるわけです。ですから、結局いまのようだんだん鉱害の鉱業権者の負担分が減りますと、逆にいいますと、坑内で予防するよりも、やはり地上に鉱害があらわれてから直したほうが、鉱業権者としては得になるわけですよ。坑内充てんで予防すると、まるまる全類鉱業権者がかぶらなければならぬ。一応被害が地上にあらわれてからならば國も見てくれる、悪くいうと、こういうことになるわけですね。ですから、そういう場合に、やはり坑内充てんの予防処置を講ずる場合には補助対象にするといふことが行なわれば、やはり鉱量の確保もで

きるし、鉱命の延長もできるし、それから鉱害の紛糾も少ない、かように考えるわけですが、どうですか。

○櫻内国務大臣 お話を点はよくわかります。

かしながら、この鉱害が発生をした場合に、これは当然鉱業権者の負担であるべきものを政府の補助施設をしておるわけでござりますから、鉱業権者が新しい経営者として、やはり鉱害を起こさないという観念に徹底していくことが好ましいと思うのであります。そのためにはひとつの融資をして、鉱害対策に万全を尽させよう、こういうことでございますが、いま補助対象にしたほうが、将来鉱害が起きてからいろいろな施設をするよりも、そのほうがより好ましいじゃないかということがありますので、これは前向きに検討はいたしたいと思います。しかしここで明年度以降補助対象としますというように明白にお答えをすることは差し控えさせていただきたいと思います。

○多賀谷委員 それは坑内充てんについても、費用の問題もあるでしょう。ですから私は全部坑内充てんをせよということを言つておるわけではありません。しかし国が総合的に見て、地上で鉱害が起つた場合の国の援助処置よりも、坑内において援助をすることによって、鉱害も防げるし、民生の安定もできるし、さらに費用も比較的少なくて済む、こういう場合には、私はそういう処置をしたいと思うのです。だんだん科学が進歩すれば、一体この程度の層を掘れば、地上でどのくらい出る、地上物件はかくかくしかじかのものだということがわかるわけですね。そうするとおのずから、地上に出た場合の鉱害の損害量というものが算定できるわけです。さらに坑内における充てんの費用というのも出てくるわけです。私の言ひますのは、非常に充てんの金のかかるのをやれど、ということを言つておるわけですね。そういう場合に両者を比較してみれば、鉱害の予防処置を講じたほうがこれは必ずいい、しかしまあいいことが行なわれば、やはり鉱量の確保もで

場合が多いと思うのです。ですからひとつその点を十分検討してもらつて、前向きの答弁をお願いしたいと思う。あまり消極的な答弁では困るです。

○多賀谷委員 最近の終閉山に伴いまして、以前から問題になつております残存炭鉱の湧水量の増大、すなわち周囲の炭鉱がやめますと、残つておる炭鉱に周囲の水が全部入つて経営が不能になります。こういう事態が相当起こつておるわけです。しかし私ほど申しましたように、鉱業権者がまず鉱害に対するもの融資をする、こういう考え方につけておるほうが好ましいかという立場でいきますと、この予防のほうについておられるほうが好ましい場合があると思うのです。

しかし私ほど申しましたように、鉱業権者がまず鉱害に対するもの融資をする、こういう考え方に対しても当然考えていくべきである。こういう立場でいきますと、この予防のほうについておられるほうが好ましい場合があると思うのです。しかし私ほど申しましたように、鉱業権者がまず鉱害に対するもの融資をする、こういう考え方につけておるほうが好ましいかという立場でいきますと、この予防のほうについておられるほうが好ましい場合があると思うのです。

○多賀谷委員 まだ国民の貴重な税金を伴う仕事でござりますから、より予防工事のほうが好ましいといふことに相なりますれば、これは前向きに検討してしかるべきものだと思います。

○多賀谷委員 鉱業権者は、いま鉱害の予防処置を作業の段階において講ずるというの、これは特災区域であるとか、その他役所といろいろ折衝した場合しかあまりないので。それはもう地上の鉱害が非常に巨額な費用になる場合には考えますが、普通の場合は実際問題としてそらならないことがあります。そのことは、いまのように総括い方式になりますと、昔のように残柱を残していく状態ではないわけですから、当然総括いになると、そういう考慮を払つておれば能率も悪くなるし、なかなかやらないですよ。ですから私は、やはり政府の方針として予防処置を講ずる、せつからく融資制度ができたわけですから、これでやりますからね。これを一步進んで、これでやはり補助対象といふものを通産省として検討する、こういうように御答弁願いたいと思う。

○櫻内国務大臣 前向きに検討することはけっこうでございます。いま私ちょっとお答えが十分でないと思うのですが、鉱害予防といつても、坑内充てん以外に、排水処理やなんかも鉱害のう

ちにも入つて、予防措置を講すべきだと思うのです。それこれも考えて多少慎重にお答えしましたが、よく検討させていただきたいと思います。

○井上政府委員 御指摘のように現在、筑豊地域だけではありませんで、常磐についても周辺の山が閉山しましたために、現在ビルト鉱で残つておる山に水が集まる、そのために非常に排水費その他の経費がかさみまして、今までの経営がさらに悪化してくるというような例があるわけでござります。これは当該山の責任から起つたことで

はなく、いわば一種の鉱害のような姿を見せておるわけでございます。しかし、特に筑豊につきましては、どこの山の木が当該ビルト山に来たのかなかなか判定がむずかしいような問題もありますして、この位置につきまして私ども頭を悩ましておるわけでございます。ただし少し現実問題としましては、やはり何らかの措置をしてあげませんと、その山の經營のよし悪しから労使の努力とかいうものにかかわらず、一種の鉱害的災害によつて、その山の存立に大きな影響を与えるというが実態でございますので、これは将来の石炭政策、特に資源対策というような面も含めまして、前回と申しますよりもっと積極的な立場で検討してまいりたいというふうに考えております。

○多賀谷委員 大臣、私がよく質問をしておりまますように、新鉱開発といつてもなかなか困難ですね。ですから、みずから經營者が、あるいは労働者がやろうという鉱鉱はどうしても残していくかなればならぬ、こういう現状です。そのほうが国の政策から見ると費用が少なく済むわけですか、労使ともにその鉱鉱を維持したい、ところが外的な要因によつてこれを投げ出さざるを得などいうことになれば、その外的要因はなるべく政府において排除してやる必要がある、かように考へるわけで。そこで、いま局長は、積極的に取り組んでみたいということですから、大臣から再度明確な御答弁をお願いいたしたい。

○櫻内国務大臣 周囲の閉山に伴う鉱害というか、災害というか、その影響といふものは予測のできなかつた現象であると思ひます。したがつて、これで十分検討の上でさようかななかその原因探求についてむずかしい点もあるかと思ひます。この点については、技術的な問題もまたからんでもくるかと思ひます。しかし十分検討の上ではさような事態には政府の施策が及ぶようこれから努力いたしたいと思ひます。

○多賀谷委員 最後に希望を申し上げてやめてお

きたいと思います。

四十一年二月ごろまでに鉱害量の総合調査がで

れますけれども、新たに新たに起つてくるの

で、一向鉱害被害地が少くならないというものが現実です。それから、この鉱害のために米麦の年収何十万石というものがとれない状況にある。一

九三

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

年

公共団体が復旧するという仕組みになつております。そこで、年々補償の問題が問題になつてくる、これが問題であります。十分行なえなくなる、これが問題であるといふ点につきましては、私ども来年度以降におきまして、これについては十分前向きに検討してまいりたいといふに考えておるわけございまして、旧方式の場合だと、鉱業権者は一応実質上無資力であつても、鉱業権そのものを買い上げるわけですから、合理化事業団が一応鉱業権者になるわけであります。したがつて、まだ善處する手があるといふようなことで、その間の不公平は、御指摘のとおり、あると思ひますけれども、今回、著しくそういう問題が起ります場合には、これは関係の利害関係者の同意が必要でございましょうが、たとえば労働組合が反対だといふものを押し切つてやるわけにはまいりませんけれども、しかし、関係利害関係者が同意されまつたらば、率先旧方式をとつて、鉱業権者がいなくなつてあとめんどう見るものがいらないといふうな姿は、できるだけ今後なくしていきたいといふふうに考えておるわけでございます。

○伊藤(卯)委員 旧方式であろうと新方式であろうと、行政上の処置をとられることは、それは政府が行政上やられることであつて、当然そのとき起きつくるのは、そのためはどういう被害者、犠牲者が出てくるかということを考えて、その被害者、犠牲者をやはり從来どおり、あるいはより以上これを救済をしてやる、あるいは問題の起きないようによく解決をしてやるといふことは、これは行政上私は当然お考えにならなければならぬことじやないかと思うのです。行政処置のために被害者が犠牲になつて泣いておるといふような処置といふものは、私は行政的には悪政であると思う。善政じやありません。その点は私は局長もいやといふほどきつと知つておられるだらうと思う。だからその点、国民を行政の犠牲にしないようにされるといふことは、今後のためにも私は十分注意をしておきます。

それから、臨鉱法に基づく鉱害復旧事業団は、

法の制定当時のごとく、鉱業権者といふ鉱害賠償の責任を負う者がおることを前提として、この法律は当時つくられた。ところが、今日は有資格者といふか、鉱害の責任を持つ者がだんだんなくなつてしまつて、無資力鉱害といふのが買ひ上げるわけである。したがつて、まだ鉱業権者になるわけであります。したがつて、まだ鉱害のほうが非常に多くなつてきた。これはやむを得ないことです。炭鉱はやめてしまつし、また資力とが半々ぐらゐの鉱害であるうといわれていましたが、最近だんだん調べてみると、無資力鉱害のほうが非常に多くなつてきた。これはやむを得ないことです。炭鉱はやめてしまつし、また資力もなくなつてしまつし、行くえ不明にもなつてしまつのですから、したがつてそなるのはこれは理の当然でございます。そこで鉱害復旧事業団の性格を変えるべきときにしておるのじやないか。従来のように加害者、被害者、地方自治体、この三者による共同機関の性格から、合理化事業団のごとく国が全責任を持つ機関にこの性格を変えるということが、鉱害を早く復旧し、また被害者に安心感を与える、そうして鉱害復旧が計画的に促進されていくことになることは申し上げるまでもないと思うのです。現在ではもう事實上、国がやらなければ鉱害の復旧は遅々として進まないといふことは、これももう申し上げるまでもないのです。したがつて私が国が全責任を持つものですが、これは一体だれの責任、怠慢によって、またやり方が悪いことによつてこうしたこと、これは私は当然だと思うのです。こういう点についてどうですか。

○櫻内国務大臣 御指摘のような地域を優先的に促進地域として指定することについては、そのようないたしたいと思います。またそれに伴う工業計画を公示して、もしその計画どおりにいかない場合には年々補償をすべきではないかという御意見については、すでに局長から前向きに検討するお答えをいたしておりますので、そのようにいたしたいと思います。

○伊藤(卯)委員 次に明らかにしておいでいただきたいと思うのは、臨鉱法にいう復旧基本計画の考え方の中に、総合的に復旧といふ考え方がないままです。すなわち現行法にいう基本計画は、地域ごとにやつており、それから個々バラバラに復旧をやつておる。そこに天日さんがおられます。天日さんが一番よく知つておるはずですが、ばらばらにやつておるわけです。そこで、Aの地区ではたとえば二尺復旧かさ上げをした。それからBのところでは一尺しかかさ上げをしておらぬ。そういう点から、水田の水の流れぐあいといふういふ点をつくづく考えていますが、この点どうですか。

○櫻内国務大臣 伊藤委員のお説に私賛成でござります。したがつていまの御所見は、通産省としてもぜひこれを取り上げてみたいと思ひます。この鉱害がなかなか復旧しないのではないかといふに復旧事業団の性格を変えてやられないと、私はこの鉱害がなかなか復旧しないのではないかといふふうに考へておるわけです。そこで、Aの地区ではたとえば二尺復旧かさ上げをした。それからBのところでは一尺しかかさ上げをしておらぬ。そういう点から、水田の水の流れぐあいといふういふ点をとにかく問題を引き起こして、天日理事長はたぶんこの問題でだいぶ押しかけられておる

いたいと思います。

○伊藤(卯)委員 次にお伺いしたいのは、無資力鉱害の被害者に不当な迷惑をかけないために、臨時石炭鉱害復旧法に基づく鉱害復旧促進地域の指定制度があるのであります。これを活用して無資力鉱害を最優先的に指定地として復旧するようにする。そのためにはやはりすみやかに工業計画をつくり、その計画の内容を当事者である被害者にも示して、そして安心感を与えてやるということが、私は地元の被害者の諸君に政府を信頼さずといふことだと思います。そこでその工事計画の執行がおこる場合があります。そういう場合には、やはり農民なり地域住民に對して、当然年収、収穫の損害を与えておるのであるから、これらの場合には年々の補償というものをやつぱり見てやるということは、これは私は当然だと思うのです。こういふ点についてどうですか。

○櫻内国務大臣 御指摘のようないい地域を優先的に促進地域として指定することについては、そのようないたしたいと思います。またそれに伴う工業計画を公示して、もしその計画どおりにいかない場合には年々補償をすべきではないかという御意見については、すでに局長から前向きに検討するお答えをいたしておりますので、そのようにいたしたいと思います。

○伊藤(卯)委員 次に明らかにしておいでいただきたいのは、計画的な復旧を行なうべきだ、この点につきましては、先生御承知のように、第二次石炭鉱業調査団におきましても、特に現在の鉱害の実態、それからそれに対する鉱害対策の面におきましても、やはり欠くるところがあるといふふうな意味合いから、今後の鉱害対策としては総合的、計画的な復旧体制をつくるべきだというふうな意見になつておるわけでございます。ただいまだれの責任、だれの怠慢とおっしゃいましたが、それは率直に申し上げれば私どもの責任でございます。私どもも、ただいま申しましてはそういう自覚のもとに、今後できるだけ鉱害を計画的、総合的に復旧するよう体制をつくりたいといふふうに考へておる次第でございます。この臨時石炭鉱害復旧法の第一条の（目的）には、「鉱害を計画的に復旧することを目的とする」というふうに書いてあります。したがいまして、天日さんの問題

も、むしろわれわれがそれをやりいようにしてやらなければいかぬというふうに考えておりま

す。

○伊藤(卯)委員 もう二点だけにします。

次に、今回の鉱害復旧のための国の補助率の引き上げがありますが、これが鉱業権者のみにその利益を与えて、地方自治体と被災者にはむしろマイナスではないかということが言われておるわけになります。したがって、鉱害復旧の促進にもなりませんし、鉱害復旧は、無資力がますます増大している。さつき申し上げたとおりであります。産炭地域振興のためにも、最も効果的にやつていかなければならぬときでございましたから、したがつて抜本的にやり方を改めていくということが私は非常に大事であると思ひます。

時間の関係がありますから、もう一点続けて伺つておきますが、さらに、今回の政府金融機関から石炭業者に貸し出している資金の金利について、利子補給することがきめられております。これが六・五%を三・%五として、三%の利子補給に定めましたが、鉱害賠償基金の鉱業権者への貸し出し分には適用しない。鉱害賠償の分には本文を適用しない。いわゆる石炭を掘り出すほうには適用するが、賠償のほうには適用しない。一体この区別がつくものだらうかと私は思ひます。経営は一体であるわけでありまして、石炭を掘り出せば、当然鉱害が起つてくる。ひどいところになれば、トントン当たり四百円も七百円もあるいは千円もかかつたところがあります。そうすると、これは石炭を掘つて出す経営の中に、鉱害の問題というのも当然含まれておるわけであります。だから、その辺の区別が、これは石炭を掘り出すほうの金だ、これは鉱害のほうの金だ、復旧の金だということを一体色分けをするということができるだらうか。やはり経営は一体として処理されいくものですから、こういう点からお考えになれば、いまのような利子補給のそういうものを差別するということは、筋が立たぬといふか、局長も私に答弁をされるのにも説明がなかな

かはつきりされ得ない、こう思うのですが、この点どうですか。

○井上政府委員 御質問の第一点でございます

が、今回政府におきまして鉱害復旧についての補助率の引き上げをお願いいたしましたのでございま

すが、これはかえつて被災者にも、あるいはその他の関係者にもマイナスになるのではないかといふ御質問でございます。この点につきましては、

私が今回補助率を引き上げましたのは、これによつてむしろ鉱害復旧を促進したい、つまり經營者の負担を軽減するわけでございますし、もう一つ、鉱害復旧につきましては、鉱業権者と被害者、いわゆる三者協議で話し合い、同志のもとに鉱害復旧がきめられていく体制ですから、そういう体制の中で、鉱業権者が実際負担能力が少ないという点が鉱業権者の復旧に対する同意が得られない大きな隘路になつていたわけでございますから、今回この方式によりまして鉱業権者の負担が軽くなれば、それだけ鉱害復旧は促進できるはずでございまして、それがもしかりにお説のように逆に動くといふようなことであれば、これは私ども今回の助成を手厚くしたことと趣旨が全く相反する行為でございますから、私ども十分指導監督いたしまして、むしろ私どものねらつておりますよな効果があがるように努力してまいりたいと

いうふうに考えております。

なお、これらの制度について抜本的な改善をし

たらどうかといふお説でございますが、この点につきましては、先ほど大臣からお答えがありま

たように、鉱害対策につきましては、私ども今日の現状にかんがみまして、全国鉱害調査をはじめといつしまして、今後総合的、計画的な復旧体制をつくるというような意欲を持つておるわけでございまして、審議会にも、大臣からお答えがありましたような鉱害部会を新設して、根本的に鉱害対策についての検討をお願いしたい私ども一緒に研究したいといふふうに考えておりますので、その点御了承いただきたいと思つております。

○加藤委員長 これにて、両案に対する質疑を終

了。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

両案に対する質疑は終局いたしました。

○加藤委員長 これより両案について討論に入る

のであります。別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律案及

び石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正す

る法律案を括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○加藤委員長 起立総員。よつて、両案はいずれ

も原案のとおり可決いたしました。

ただいま可決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成等につきましては、委員長に御一

任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 質問を終わるにあたつて大臣と

政府委員に強く希望を申し上げておきたいのは、

午後 時二分散会

さようにつきました。

〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 次回は公報をもつてお知らせする

こととし、本日はこれにて散会いたします。

○加藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、

さようにつきました。

○加藤委員長 〔報告書は附録に掲載〕

○加藤委員長 次回は公報をも

昭和四十年四月十二日印刷

昭和四十年四月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局